

塩尻市新型コロナウイルス感染症対策観光振興事業
感染症対策を講じたバス旅行に対する運行補助実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩尻市の観光需要の早期回復を目的として、塩尻市民を対象とした感染症対策を講じたバス旅行に対しバス運行代金に係る補助を行うと共に、市民が自分の地域に誇りを持ち、地域の魅力を再発見することで身近な観光機運を高めることを目的に実施し、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 一般社団法人塩尻市観光協会（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(事業内容)

第3条 感染症対策を講じたバス旅行に対する運行補助は、市内バス会社のバス利用の促進を図る事業とする。

(対象事業者)

第4条 速やかに事業実施が可能な者のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者であり、塩尻市内に営業所を有し、市民の利用において相応の実績を持つと認められる者
- (2) 長野県ふっこう割事業へ参加し、本事業内容を理解し参加希望する者

(支援金対象経費)

第5条 交付対象経費は、塩尻市民が市内の対象事業者を通して、市内バス会社を利用し旅行を行った場合のバス代金とする。

2 前項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

- (1) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの
- (2) 宿泊費、飲食代、有料道路代、駐車場代、保険料等バス代金以外の経費
- (3) その他、塩尻市及び事務局が不相当と認めるもの

3 対象事業者は、対象となる商品の販売に際しては、消費者に対し、次のことを実施すること。

- (1) 本来の価格、割引後の販売価格及び割引金額となる支援金額を明確にすること
- (2) 利用者の2/3程度が塩尻市民であることの確認を行うこと
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮すること

(支援金対象要件)

第6条 支援金交付対象要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 対象事業者を通して計画したものであること

- (2) 市内バス会社のバスを利用していること
- (3) 密を避けた乗車人員に配慮すること
- (4) 塩尻市民が利用者の2/3程度であること
- (5) 目的地が国または長野県が往来自粛要請を行っている地域以外であること
- (6) 長野県新型コロナウイルス対策推進宣言を行っていること

(支援金の額)

第7条 支援金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1台1日あたり、バス代金の2/3(1,000円未満切り捨て)上限100,000円とする
- (2) 1回の利用で二日間 上限200,000円とする。

(支援金交付対象期間)

第8条 対象となる期間は、令和3年10月1日以降、令和3年12月31日までに終了した旅行とする。

(取組の中止)

第9条 次に掲げる事由により、事務局は対象事業者に対し取組の中止を行うことができる。

- (1) 対象事業者の支援金消化総額が予算に達する場合
- (2) 本要綱の規定に違反した場合

(実績報告)

第10条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、対象期間終了後2週間以内に事務局に提出することとする。

- (1) 実績内訳シート
- (2) 旅行実績が証明できる書類(旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等)
- (3) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第11条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて請求書(様式第2号)を提出することとする。

(支援金の支払等)

第12条 第11条の規定による支援金の請求があった場合、事務局は実績報告書を確認のうえ、請求があった日から14日以内に対象事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第13条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと
- (3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を

受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと

- (4) 旅行商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。
- (5) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 対象事業者は、前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと

(状況報告及び調査)

第14条 事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第15条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第16条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第17条 対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、塩尻市と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。